

御意見の概要	御意見に対する考え方
【必要表示事項に関する御意見】	
エキストラバージンオイルの定義が明確になる(化学的特性・官能)。	御意見ありがとうございます。
規約第3条及び施行規則第2条には、本規約で規定されている定義に合致した製品に、邦文、英文等でエキストラバージンオリーブオイルが表示できること、一括表示にグレード表示ができることが明記されている。これにより品質定義に基づいた商品表示が明確に判別できるようになり、これは公正競争規約の趣旨に則したものと受け止めているので、原案に賛成である。	御意見ありがとうございます。
今まで国内の基準が曖昧で、何をもち「エキストラバージンオリーブオイル」と言っよいか不明確であったので、エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約第2条及び施行規則第1条のように国際的な決め事と一致した定義や規格、基準等が日本にもようやく導入されることは大変有難い。また、「エキストラバージンオリーブオイル」の表示はラベルだけでなく様々な場面で使われるので、どこまでの表示が該当するのか明確になっていて良い。	御意見ありがとうございます。
規約第3条及び施行規則第2条のとおり、「グレード」として明確に表示することにより、公的ルールに従って生産されている「エキストラバージンオリーブオイル」であることが一目で分かり、商品購入時の選択肢の一つになり有用であると考え。特に、課題の多いエキストラバージンオリーブオイルに特化している当該規約は簡潔で分かりやすく良い。	御意見ありがとうございます。
公正競争規約等の案で、IOC等の理化学検査及び官能検査の規格、基準に合致しているものについて一括表示内に”グレード エキストラバージンオリーブオイル”の表記が可能となるのは消費者にとって(義務表示として)明確に示すことができるので差別化を図る意味でも有効と考える。	御意見ありがとうございます。

【任意表示事項に関する御意見】	
<p>エキストラバージンオリーブオイルの表記について、以下の項目を追加していただきたい。</p>	
<p>エキストラバージンオリーブオイルが何パーセント含まれているのか。</p>	<p>規約で規定する「エキストラバージンオリーブオイル」は、国際オリーブ協会の規定に準拠したエキストラバージンオリーブオイルを100パーセント使用したものしかないので、エキストラバージンオリーブオイルの含有割合を追加する必要はありません。</p>
<p>育成時や輸送時に使用する農薬の有無</p>	<p>今回の規約認定は、日本で流通する輸入品を中心としたオリーブオイルについて、国際オリーブ協会の規定に準拠した「エキストラバージンオリーブオイル」の表示基準を定めるものです。なお、オリーブオイルのほとんどが産地で抽出(搾油)されているところ、産地において農薬使用に関する情報開示が行われなければ、農薬使用の有無を確認できないことから、現時点で農薬使用の有無等の表示を義務付けることは困難と考えます。</p>
<p>何年何月何日に抽出したオイルなのかを明記していただきたい。</p>	<p>オリーブの果実は水分が多くて傷みやすく、長時間の保存に適していないため、オリーブオイルは、収穫後にできるだけ早く搾油する必要があることから、そのほとんどが産地で抽出(搾油)されています。日本で流通するエキストラバージンオリーブオイルのほとんどが輸入品であり、オリーブオイルのほとんどは搾油時期を分けずに混合してタンクに貯蔵された製品をそのまま又は小分けにして輸入していることから、抽出年月日を明記することは難しいと考えます。 いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>
<p>規約第7条にあるように、オリーブオイルの過大な包装容器は、価格に対しての食品本来の価値を見誤ることがあると考えかねてから疑問視していたため、それを禁止する姿勢に賛同する。また、過大包装を減らすことは環境保全、SDGs推進の観点で望ましい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>

【表示禁止事項に関する意見】	
<p>施行規則第4条の不当表示の禁止についての内容は、下記の理由で賛成である。</p> <p>【(1)ア】本規約の定義に合致した製品にエキストラバージンとグレード表示を行う規約の趣旨から考えて、それ以外の等級を表す言葉は制限が必要と考える。</p> <p>【(1)イ】エキストラバージンオリーブオイルの製法から「フレッシュ」などの表示がされることは連想されるが、消費者の誤認を招かないように表示するためのルールを定める必要がある。</p> <p>【(1)ウ】「老舗」「元祖」などの用語は、合理的な根拠がない限り表示すべきではないと思う。</p> <p>【(2)の内容】消費者に誤認を与えないために、具体例が記載されており分かりやすい。</p>	御意見ありがとうございます。
<p>施行規則第4条で表されている具体的な不当表示事項に該当する表示内容については、下記のとおり賛成である。</p> <p>【(1)アの内容】一定の品質を満たすものにグレードの表示を行う規約の趣旨から、等級を表す言葉は制限が必要と考える。一方で、公正競争規約は自主基準であり、「根拠」の取扱いについては日本オリーブオイル公正取引協議会として節度ある運用に期待する。</p> <p>【(1)イの内容】エキストラバージンオリーブオイルがオリーブ果実から搾った油であるという特徴から、今後も表記されることが想定される用語と考えられるが、消費者に誤認を与えないよう規約上に定めてあることは重要なことと考える。</p> <p>【(1)ウの内容】合理的根拠に基づかない伝統性、歴史性を意味する用語は、誤認のおそれがあり表示すべきではないと思う。</p> <p>【(2)の内容】誤認されるおそれがある表示は避けるべきであり、具体例が記載されている原案に賛成である。</p>	御意見ありがとうございます。
<p>規約第6条のとおり、「エキストラバージンオリーブオイルでないものをエキストラバージンオリーブオイルであるかのように誤認されるおそれがある表示をしてはならないこと」を国際基準にのっとり明確にルール化することは、表示に対する信頼が高まり望ましい。</p>	御意見ありがとうございます。
【公正マークに関する御意見】	
<p>公正マークを表示することで、消費者にとっても安心して選択しやすくなる。</p>	御意見ありがとうございます。

<p>規約第9条、規則第6条:「会員証紙(公正マーク)」の表示について、「公正マーク」をつけることで、その商品が国際規格への適合が確認された商品であることを視認でき、一般消費者による自主的かつ合理的な選択に寄与するので賛成である。また、「公正マーク」について、固定の色ではラベルによって目立たない場合があるため、変更の余地があるのは望ましい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>「会員証紙(公正マーク)」の表示について、「公正マーク」をつけることで、その商品が国際規格への適合が確認された商品であることを視認でき、一般消費者による自主的かつ合理的な選択に寄与するので賛成である。また、「公正マーク」について、固定の色ではラベルによって目立たない場合があるため、変更の余地があるのは望ましい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>【全般に関する御意見】</p>	
<p>国際オリーブ協会には、世界総生産量の9割を超える生産国が加盟しており、そこで運用されているIOC規格は国際基準として最も適切な規格であると考えられる。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>規約第1条:国内のオリーブオイル、特に流通量の多い「エキストラバージンオリーブオイル」について、国内の規格が国際規格と整合していないため国際規格を逸脱したものでも流通が可能であり、きちんと品質を評価、確認された製品か否か判別できない状況である。本規約の運用により、国際規格に適合していることが確認された商品を一般消費者が自主的かつ合理的に選択でき、また事業者間の公正な競争を確保することができると思われるので賛成である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>海外ではタルク、ペクチンを添加した搾油などはエキストラバージンオリーブオイルと判断されない決まりがあるが、これらを使用した搾油もエキストラバージンオリーブオイルと判断されるようになるのか。</p>	<p>公正競争規約上、「エキストラバージンオリーブオイル」と表示できるのは、国際オリーブ協会が規定するIOC規格等の国際基準に適合したエキストラバージンオリーブオイルであると判断しています。</p>
<p>エキストラバージンオリーブオイルについては、国内では明確に定義されていなかったが、IOC規格を適用し、理化学検査基準と香り、味などの官能検査基準等も含め、エキストラバージンオリーブオイルの定義が明確になるのは、消費者にとって商品選択の基準となるので、今回の規約制定に賛成である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>

<p>国際オリーブ協会の定めるIOC規格を適用することで、オリーブオイルについての国際的基準と一致したエキストラバージンオイルの定義付けができ、消費者にも理解されやすいと考える。併せて公正マークの表示により、消費者の選択に分かりやすい情報を提供できるものとする。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>国内では年間7万トンを超えるオリーブオイルが流通しており、一部国産品もあるがその多くは海外からの輸入品である。また、それらの製品はほとんどが「エキストラバージンオリーブオイル」と称して販売されているが、日本には「エキストラバージンオリーブオイル」の定義等が定められていないのが現状である。このような環境の中で、今後、国内で流通する製品の品質を確保していくためには、国際的整合性のある定義や規格・基準を日本でも定めることが必須であるとする。この観点から、今回のエキストラバージンオリーブオイル公正競争規約の制定には賛成である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>日本のオリーブオイル消費量は、イタリア食ブームや健康志向により、年々増加し、金額ベースでは消費量の最も多いキャノーラを超える状況であり、国内で主要な植物油の一つとなっている。一方、オリーブオイルの日本国内における品質規格はあるものの、国際規格との整合が取れていないのが現状である。そのため、どのような品質のオリーブオイルであっても、日本ではラベルに「エキストラバージン」表示ができることになる。そこで、国内市場におけるオリーブオイルの品質規格を国際規格と整合性のあるものにすること、そして、その国際規格を日本国内に普及する組織を設立するとして原案に賛成である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>規約(案)には記載されていないが、今回の案件は食用オリーブ油にのみ適用されるという解釈で問題はないか。</p>	<p>食用オリーブ油にのみ適用されるという解釈で問題ありません。規約の施行規則で食用オリーブ油にのみ適用される旨を規定することとしています。</p>
<p>【その他の御意見】</p>	
<p>日本独自で公正競争規約を設定するよりは、日本が国際オリーブ協会に加盟した方が良い気がするから、日本が国際オリーブ協会に加盟できない理由を教えてください。</p>	<p>日本と国際オリーブ協会との関係について、回答する立場にはありません。いずれにせよ、公正競争規約は、景品表示法に基づき消費者庁及び公正取引委員会が認定する業界の自主基準であり、日本が国際オリーブ協会に加盟しているかどうかは、公正競争規約には関係がありません。</p>

<p>附則：施行経過期間を2年とすることに賛成である。 年1回の収穫原料品の国際基準適合確認、包材の改版・印刷、在庫している旧包材との切替などの一連の業務や協議会への届出に必要な期間を加味すると「2年」は妥当であると考えます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>規約第10条のとおり、原材料、製造方法等の記録について、賞味期限まで保存してもらえると、事故があったときに遡って確認できるので良い。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>細則については今後、検討され決定されると思うが、多々ある小規模の生産者にとっては検査費用・会費・ラベル改版等負担が大きくなっていくと思われる。細則審議については香川県、小豆島のオイル製造事業者の意見も取り入れていただきたく要望する。</p>	<p>公正競争規約は、あくまでも業界の自主基準であり、当該規約に参加する者のみに適用されるものです。 細則に関する御意見については参考とさせていただきます。</p>

※1件に複数の内容が含まれる御意見を整理した上で掲載しています。